

## 『まちづくり出前講座』消費生活相談員が出向きます

### 最新の情報を知って悪質商法を撃退！

まちづくり出前講座では、架空請求・訪問販売・送りつけ商法・次々販売など、具体的な事例を元に被害にあわないための注意点や、早期解決のポイントなどを、わかりやすくお伝えします。

この他にも、くらしの身近な話題など、ご要望により対応します。ゲームやクイズなど、楽しい講座を開催しますので、ぜひお問合せください。

- ◆講義時間 30分～ご希望に合わせて
- ◆講師 旭市消費生活相談員
- ◆費用 無料
- ◆問合せ 市民生活課市民生活支援班  
(まちづくり出前講座担当班)  
Tel62-5396  
消費生活センター  
Tel63-7272

自治会・PTA  
老人クラブなど



## 「代引き」による金銭被害や海外からの小包に注意してください

- ①インターネット通販会社から自分宛に代引きで荷物が届き、自分は不在にしていたので、代わりに家族が代金約 3,000 円を支払い、荷物を受け取った。不審に思ったが、開封して内容を確認すると、全く注文した覚えのないライターだった。支払ってしまった代金を返金してほしい。
- ② 送り主不明の小包が自宅のポストに投函されていた。開封してしまったため、配送業者では受取拒否できないと言われた。小包の中にはキーホルダーが入っていたが、代金は支払っていないし、クレジットカードへの請求もない。外国から送られてきたようだが、届いた商品をどう扱えばよいか。

### 【ポイント】

- 身に覚えのない商品が届いたら、受け取らないようにしましょう
- 仮に受け取ってしまった場合でも支払う必要はありません
- 商品が「代引き」で届いて、支払ってしまった場合は、早急に販売元・発送元に連絡しましょう
- 「海外から届いた商品」の場合は安易に返送してはいけません

心配なときは消費生活センターにご相談ください。

**消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》**

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019